

# 令和元年度 石巻市結婚等支援事業補助金募集要項

## 【目的】

この補助金は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、出会いの機会が少ない独身の男女のために、団体等が地域資源を活用しながら結婚に対する意識向上を図る事業に対し、支援いたします。

## 【交付対象者】※次の要件をすべて満たす団体となります。

- (1) 特定非営利活動法人または市長が適当と認める団体であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有していること。
- (3) 運営や組織に関する定款、規約、会則またはそれに準ずるものを定めていること。
- (4) 政治、宗教または営利を目的としていないこと。

## 【補助の対象となる事業】※次の要件をすべて満たす事業となります。

- (1) 婚活事業（結婚につなげる機会を提供する事業） **補助金上限額30万円**
  - ア 独身の男女各10人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
  - イ 参加者向けの事前セミナー及びフォローアップ等を最低1回以上行うこと。
  - ウ 開催場所は市内とし、地域資源（施設、特産品等）を活用して実施するものであること。
  - エ 参加者から参加料を徴収すること。
  - オ 公序良俗に反し、または社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。
- (2) 恋活事業（男女の出会いの機会を提供する事業） **補助金上限額15万円**
  - ア 独身の男女各15人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
  - イ 男女間の交流に対する意識の向上を図る内容であること。
  - ウ 開催場所は市内とし、地域資源（施設、特産品等）を活用して実施するものであること。
  - エ 参加者から参加料を徴収すること。
  - オ 公序良俗に反し、または社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。

## 【補助金の概算払】

交付決定金額の8割まで概算払を行うことができます。（交付決定後）

## 【補助金の精算】

概算払を行った場合には、事業実施報告書等の提出後、適切に補助金が支出されているか精査し、精算払を行います。

また、交付決定額の減額により返納の処理を行っていただく場合があります。

## 【補助できない事業】

- (1) 国、県、市等の他の補助金等の交付を受けている場合
- (2) 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する場合
- (3) 専ら利益を目的とし、公益性を欠く場合
- (4) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする場合
- (5) 対象事業が地区住民の親睦会的事業である場合
- (6) その他、補助対象事業として適当でないと認められるもの

## 【その他応募にあたっての留意事項】

- (1) 受付後においては、各提出書類を電子データで提出していただきます。
- (2) 一次審査は、書類審査のみとなります。
- (3) 二次審査においての審査委員会は、原則代表者に出席していただきますが、お申し出があった場合は代理の方でも出席いただけます。
- (4) 交付決定にあたっては、補助金申請額を査定いたします。
- (5) 交付決定後の支出に関しては、交付決定時の補助対象経費のみの承認となります。
- (6) 申請書の作成、提出に要する経費はすべて提案者の負担とします。(提出物は返却しません。)
- (7) 審査委員会出席に係る旅費、日当は支給いたしません。

## 【一次審査について】

※石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱に照らしての書類審査のため、申請者は出席不要です。

### ●審査内容（書類審査）

事業内容及び補助対象経費を事務局で査定いたします。審査によっては、申請団体からヒアリングを行い、事業内容及び補助対象経費を協議いたします。

### ●審査項目

#### (1) 事業の概要について

石巻市結婚等支援事業補助金の対象事業に合致しているかの確認作業を行います。事業内容によっては、二次審査に参加できない事業もあります。

#### (2) 補助金対象経費について

事業を遂行する上で、必要な経費かを査定いたします。必要な経費であれば、消耗品購入及び食糧費も承認いたしますが、実行委員の経費（例えば旅費、食糧費など）や汎用性のある備品等については補助対象外として要精査いたします。

### ●審査結果報告

後日郵送にてお知らせいたします。(令和元年10月中旬発送予定)

## 【二次審査について】

審査委員の前で、申請事業内容をPRしていただきます。審査委員会を欠席した場合は、不採択とします。

- (1) プレゼンテーションの時間は、1団体4分程度（予定）とします。

※申請団体数によってPR時間に変更となる場合があります。

- (2) プレゼンテーションの参加については、開始時間の遅刻及び審査終了までの退席を認めません。(遅刻及び退席をした場合は、二次審査不採択といたします。)
- (3) 他の事業のPRの妨害や不正を行った場合は、不採択といたします。
- (4) 審査結果により、申請金額に満たない補助金額となる場合もあります。

## 【申請方法】

次の書類を期限まで提出してください。

- (1) 石巻市結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書
- (3) 事業スケジュール表
- (4) 会員名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 団体の定款、規約、会則またはそれに準ずるもの
- (7) その他必要と認められる書類

※(1)～(5)の書類は、市のホームページからダウンロードするか、要綱の添付書類を使用してください。

※申請は1団体につき1事業のみとします。

※個人情報等の取扱い等について…お申込みいただいた内容は、「石巻市結婚等支援事業補助金」以外の目的には使用しません。

## 【募集期間】

随時受付しておりますので、下記の問い合わせ先にお電話ください。

## 【提出方法】

復興政策部地域振興課まで、直接提出をお願いいたします。

※電子メール・郵送・FAXでの提出はできません。

## 【提出先及び問い合わせ先】

復興政策部地域振興課 95-1111（内線4247）

## 【市ホームページ】

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10053500/konkatsu/20160609160012.html>

## 【事務局】

復興政策部 地域振興課 振興グループ（内線4247）